

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

本市では、平成19年12月に「八潮市環境基本条例」を制定、条例で定めた基本理念に基づき、平成21年4月に平成27年度を目標年度とした「八潮市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、地球温暖化^{*}対策や生物多様性^{*}に関する国内外での取組が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化してきました。また、新たに第5次八潮市総合計画が策定されたことから、これとの整合を図り、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けた施策を推進していくことが必要となっています。

この「第2次八潮市環境基本計画」は、「八潮市環境基本計画」が目標年度を迎えたことから、これまでに実施してきた施策を基本としつつ、以下に示す本市の環境行政を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、今後10年間の本市における環境行政の要となる計画として策定するものです。

なお、本計画の対象とする環境の範囲は、市域の環境を構成する「自然環境」、「生活環境」、「快適環境^{*}」及び地球規模の「地球環境」、さらに、日常生活や事業活動における環境への配慮や行動の実践により自然環境等の保全が実現できることから、人々の活動のあり方についても「環境活動^{*}」として対象にします。

(1) 八潮市の環境行政を取り巻く国内外の状況

ア 低炭素社会^{*}への社会的要請と地球温暖化の防止

東日本大震災による広範囲での高い津波の襲来や原子力発電所の事故などの深刻な問題を契機として、リスク管理^{*}の在り方とともに、エネルギー政策や地球温暖化対策の見直しを含めた環境政策の在り方の変革が進められています。

地球温暖化の防止を目的とした国内外の取組としては、平成4年(1992年)に気候変動枠組条約^{*}、平成9年(1997年)に京都議定書^{*}が採択され、平成20年(2008年)の「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)の改正により、排出抑制等に係る指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス^{*}排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。また、平成24年(2012年)には「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)が制定され、低炭素社会形成に向けた取組が進められています。

さらに平成27年(2015年)にパリで開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、途上国を含むすべての国が参加する平成32年(2020年)以降の新たな温暖化対策「パリ協定」が採択されました。日本は、平成42年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で温室効果ガスを26%削減する約束草案を提出しています。

地球環境問題*が世界規模で深刻化している中で、環境負荷の少ない暮らしが求められており、引き続きエネルギーや資源の有効利用により、循環型社会*の構築に向けて積極的に取り組むことが必要です。

イ 資源・エネルギー消費の見直しと適正な資源循環の推進

大量の資源・エネルギーを消費する在り方を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直していく、価値観や意識の大きな変化が生まれています。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度*が始まるなど、再生可能エネルギー*の導入拡大や省エネルギーの取組が進んでいます。

世界的には、資源消費及び廃棄物の発生量が急増するとともに、金属くずや古紙、廃プラスチックなど有価で流通している循環資源*の国際的な移動が増加していることから、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保することが必要になっています。国内では、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、循環型社会形成に向けた取組が進みつつありますが、3R*（発生抑制、再使用、再資源化）の取組のうち、特に発生抑制、再使用については、更なる取組が求められています。

ウ 生物多様性の損失への懸念

平成22年（2010年）に、名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」を開催、「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」（平成22年法律第72号）が制定されるなど、生物多様性に関する取組が進んでいます。

「生物多様性総合評価」（平成22年公表）によると、生物多様性の損失は全ての生態系*に及び、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系などの損失は大きいと報告されています。

また、埼玉県では、平地、丘陵、山地などにおける生物多様性保全の考え方と取組事例を示した「生物多様性保全県戦略」を平成20年（2008年）に策定し、家庭、工場・事業所、学校など、身近な場所でもできる生物多様性保全への取組を示しています。

都市化が進む中で、本市に残る豊かな水辺等の貴重な自然を保全し次代に継承していくとともに、緑を増やし、公園、緑地等の憩いの場を充実し、野生生物の生息環境の確保と潤いある暮らしを実現することが求められています。

エ 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

環境を経済発展の牽引役の一つとして考えるグリーン成長*に向けた取組が活発になり、市場において省資源・省エネルギー型の機器を始めとする環境配慮型商品・サービスの普及が進み、今後も拡大すると予想されています。

また、平成24年（2012年）に閣議決定された「日本再生戦略」では、グリーン（＝環境・エネルギー分野）を日本の主要な産業へと育成し、次世代自動車*の研究開発促進や、スマートシティ*構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の

高度化・低コスト化・普及を加速させることで、新たなマーケットの創造を図りつつ地産地消^{*}の分散型エネルギーシステム^{*}を展開し、また、再エネ・省エネ産業における雇用の拡大を目指す「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置付けています。

オ 少子高齢化の進行

日本は、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによって、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいます。総人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、今後本格的な人口減少社会を迎えます。

一方、本市では、人口が増加し、平成27年に8万6千人に達しました。今後も当面は増加するものと予測されています。しかしながら、65歳以上の人口比率は平成2年の国勢調査時の6.1%から平成22年の同調査時には19.4%と大幅に上昇しており、全国と比べ低い水準ではあるものの、高齢化は急速に進んでいます。

少子高齢化により、地域の活力低下や産業の生産力低下、財政への影響等多方面にわたる課題への対応が求められるとともに、心の豊かさや生きがいを重視する社会の成熟化が進行しています。

カ 市民や団体・組織、事業者の地域づくりなどへの参加・協働^{*}

東日本大震災以降、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれ、社会貢献への関心が高くなっています。

今後は「人と人とのつながり」、「地域とのつながり」を深める意欲を持つ人が増加し、市、市民、事業者のあらゆる主体との間における協働による地域づくりが進む中、それぞれの新しい役割分担が模索されています。

キ 新たな問題への取組

地球温暖化の影響で気候が変動し、集中豪雨の発生やそれに伴う浸水、洪水、土砂災害などの自然災害が頻発しています。平成26年には、国内でデング熱の感染者が確認されましたが、これも、温暖化の影響で生物の分布が変化しているためとされています。このような地球環境の変化の中で、新たに発生する問題について注意深く情報を収集し、検討や対策を行っていく必要があります。

また、東日本大震災における原子力発電所の事故による放射能汚染や新たな大気汚染問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）など、私たちの健康に不安を与える事項について、今後も継続した取組を行っていく必要があります。

●国内外・八潮市の主な動き（平成20年度以降）

年度	環境に係る世の中の動き 国際的な動き	環境に係る国・県の動き (●国 ○埼玉県)	環境に係る八潮市の動き
H20	<ul style="list-style-type: none"> ●京都議定書第一約束期間開始 ●第34回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「生物多様性基本法」公布 ○彩の国みどりの基金設置 ○埼玉県みどりと川の再生推進本部設置 ○埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)策定 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例制定 ○生物多様性保全県戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ○圀川調査隊 ○圀川を考える懇談会開催
H21	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)、京都議定書第5回締約国会議(CMP5)開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策実行計画」策定 ●土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布 ●微小粒子状物質(PM_{2.5})による大気汚染に係る環境基準の告示 	<ul style="list-style-type: none"> ○機構改革によりくらし安全部環境リサイクル課設置 ○八潮市環境基本計画策定 ○第3回八潮市環境推進大会開催
H22	<ul style="list-style-type: none"> ●「新成長戦略」閣議決定 ●「カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)」及び「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」(名古屋市) ●気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)、京都議定書第6回締約国会議(CMP6)開催(カンクン) ●東日本大震災(3.11)、東京電力・福島第一原発事故 	<ul style="list-style-type: none"> ●改正省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の完全施行により、事業者(特に業務部門)の省エネ対策が強化される。 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)策定 ○新エネルギー等活用システム設置費補助金交付要綱制定
H23	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)、京都議定書第7回締約国会議(CMP7)開催(ダーバン) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」改訂 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定 ●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布 ●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 ●東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県東南部地域放射線対策協議会設立 ○「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」制定 ○生産緑地地区の追加指定開始
H24	<ul style="list-style-type: none"> ●国連持続可能な開発会議(リオ+20) ●気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)、京都議定書第8回締約国会議(CMP8)開催(ドーハ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次環境基本計画」策定 ○埼玉県公害防止計画(第9期)策定 ○埼玉県環境基本計画(第4次)策定 ●新「生物多様性国家戦略」策定 ●「再生可能エネルギー固定価格買取制度」開始 ●都市の低炭素化の促進に関する法律制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○綾瀬川清流ルネッサンス連絡会発足 ○八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱制定 ○“2012 やしおの自然-市民参加による自然環境調査-”の発行 ○第4回八潮市環境推進大会開催

年度	環境に係る世の中の動き 国際的な動き	環境に係る国・県の動き (●国 ○埼玉県)	環境に係る八潮市の動き
H25	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書第1(自然科学的根拠)作業部会報告書公表 ●気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)、京都議定書第9回締約国会議(CMP9)開催(ワルシャワ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行 ●「循環型社会形成推進基本計画」策定 ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ○埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定 ○埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○綾瀬川・中川水質改善流域協議会発足 ○綾瀬川再生流域会議発足
H26	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書第2(影響・適応・脆弱性)、第3「作業部会報告書公表 ●気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)、京都議定書第10回締約国会議(CMP10)開催(リマ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー基本計画閣議決定 ●水循環基本法公布 ●雨水の利用の推進に関する法律公布 ○第2期 ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ISO14001 認証登録返上 ○八潮市地域防災計画改訂 ○中川再生流域会議発足
H27	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)、京都議定書第11回締約国会議(CMP11)開催(パリ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版) ●日本の約束草案 ●気候変動の影響への適応計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○中川やしお水辺の楽校開校 ○第5回八潮市環境推進大会開催

■用語解説

※地球温暖化

人の活動によって発生する二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスが、地球から宇宙に放出される熱を吸収し、地球の温度が上昇する現象のこと。

※生物多様性

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」を言います。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。

※快適環境

豊かな緑、生きものとのふれあい、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。

※環境活動

日常生活や事業活動において、環境に配慮した生活や事業を営むことや、環境保全などのために、身近なところから始める行動のこと。また、環境の保全上直接の効果はなくても、環境について調べ学び、活動の仲間をつくることなども含まれる(4章 5. 環境活動分野参照)。

※低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

■用語解説

※リスク管理

想定されるあらゆるリスク（危険性）を徹底的に洗い出し、そのリスクが発生したらどのような影響があるかを分析し、それぞれのリスクについて発生を抑制するための方策を検討し、影響度の大きさに従って優先順位をつけて、リスク防止策を実行すること。

※気候変動枠組条約

地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため平成4年（1992年）5月に採択され、平成6年（1994年）3月に発効した条約。気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的としている。

※京都議定書

平成9年（1997年）12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

平成26年（2014年）7月、地球温暖化対策推進本部は、第一約束期間の5か年平均の総排出量は森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると基準年比8.4%減となり、目標を達成することを発表した。

※温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその量を表す。

※地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模における環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次のようなものがある。①地球温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯雨林の減少、④酸性雨、⑤砂漠化、⑥野生生物種の減少、⑦海洋汚染、⑧有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。

例えば、フロンガスはオゾン層を破壊するとともに地球温暖化を促進する温室効果ガスでもあり、熱帯雨林の減少は、二酸化炭素の吸収源の減少を通じて地球温暖化を加速するとともに野生生物を減少させる最大の要因でもある。

これらの問題は、現在の、特に先進国での大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会活動や個人のライフスタイルのあり方、さらには、人類のこれまでの技術文明のあり方を問うような内容を含んでいる。

※循環型社会

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

※再生可能エネルギー固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えていくもの。

※再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。

■用語解説

※循環資源

廃棄物等のうち有用なもの。(循環型社会形成推進基本法第2条第3項)

循環資源の処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることから、できる限り循環的な利用が行われなければならない。また、循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。(同法第6条第1項・第2項)

※3R (スリー・アール)

循環型社会を構築するための取組。発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)の3つの頭文字。

※生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系(システム)。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料や水、木材、燃料、医薬品など様々な恩恵を受けている。

※グリーン成長

再生可能エネルギーや省エネルギー分野の技術開発・導入を促すことでエネルギー利用のクリーン化・効率化を進めるとともに関連製品市場を拡大し、経済成長につなげること。

※次世代自動車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃費目標基準値クリア(低燃費)かつ低排出ガス認定自動車などがある。

※スマートシティ

情報通信技術や環境技術などの先端技術を駆使して街全体のエネルギーや資源の有効利用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市。再生可能エネルギーの効率的な利用を可能にするスマートグリッド(電力の需要と供給を常時最適化する次世代の電力網)、電気自動車の充電システム整備に基づく交通システム、蓄電池や省エネ家電などによる都市システムを総合的に組み合わせたまちづくりのこと。

街で使われるエネルギーを融通し合う仕組みが構築されるため、災害時のエネルギー確保も期待できる。

※地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。また、地域で必要とするものを地域で生産すること。

※分散型エネルギーシステム

家庭や企業が発電所など大規模かつ集中型エネルギーシステムに依存するのではなく、消費地近くに分散配置される比較的規模の小さい発電設備や熱源機器などから供給される電気や熱といったエネルギーを活用する仕組みのこと。

※協働

本計画においては、市、市民、事業者が対等の立場に立ち、共通の課題にお互いがパートナーシップに基づいて協力してまちづくりを進めること。

(2) 第5次八潮市総合計画における将来都市像

本市においては、市政を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民と行政がともに目標を共有し、より一層市民主体のまちづくりを進めるため、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年次とする第5次八潮市総合計画を策定しました。

今後は、この総合計画を本市の最上位計画として、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け施策を推進することとなります。

ア まちづくりの基本理念

八潮市自治基本条例では、自治の基本理念として「市民が自治の主体者である」ことを定めています。また、自治の4つの基本原則と、まちづくりの4つの基本原則を定めています。

第5次八潮市総合計画においては、この自治基本条例における自治の基本原則とまちづくりの基本原則を踏まえ、「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本理念としています。

イ 将来都市像

住みやすさナンバー1のまち 八潮

本市には、世代を超えた交流や、互いに尊重し、支え合う地域コミュニティや、歴史と文化があります。これらを継承し、誰もが学び、ふれあい、喜びを分かち合えるまちとなっています。

また、本市は、都心に近接した交通利便性の高いまちであり、身近に水辺がある自然を感じられるまちです。この恵まれた利便性や自然環境が活かされ、都市基盤の整備が進み、快適でやすらぎのあるまちとなっています。

市民と行政がともに力を合わせてまちづくりを進め、子どもからお年寄りまで全ての人々が将来にわたって元気に、いきいきと、笑顔で暮らすことができるまちとなっています。

一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち」となっています。



小学生環境ポスター 寺田 瑠杏 さん

2 計画の目的

八潮市は、市、市民、事業者が、ともに力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷*の削減を推進し、環境基本条例に示す「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていくことを目指しています。

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方針、その他の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、条例の基本理念（P. 40 参照）を実現することを目的としています。

■用語解説

※環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。環境負荷ともいう。

3 計画の期間

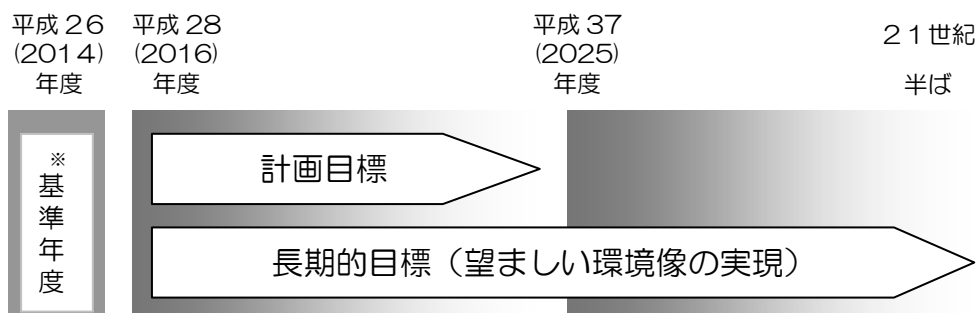
第2次環境基本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、環境の保全等は、短期間に達成しうるものではありません。持続可能な社会の実現に向けて、21世紀半ばを見据え、長期的な視野で取り組んでいきます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに計画を見直し、必要に応じて計画を改定します。

なお、本環境基本計画の計画期間は、新たに策定された「第5次八潮市総合計画」の計画期間と同じ期間としており、八潮市における環境面からのまちづくりを推進していくものです。

●計画の期間



■用語解説

※基準年度

計画の達成度を評価するために基準とした年度。本計画では平成26年度における各施策の指標ごとの実績値に基づき、施策の目標値を設定した（ただし、一部指標はデータの関係で平成25年度の実績値を使用）。

4 計画の推進主体

環境基本計画の推進主体は、市、市民、事業者の三者とします。

環境の保全等は、すべての者の公平な役割分担のもとに推進されなければなりません。

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において、環境保全等の取組を推進していくことが期待されます。

● 各主体の責務（八潮市環境基本条例より抜粋）

<市>

- ・基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努める。

<市民>

- ・基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

<事業者>

- ・基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害*を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - ▶ 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - ▶ 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずること。
 - ▶ 再生資源*その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務*等を利用すること。
- ・基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

■用語解説

※公害

環境基本法によると「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

※再生資源

「資源有効利用促進法」は、平成12年（2000年）に旧「再生資源利用促進法」（平成3年（1991年）制定）が改正され、制定された。同法では、資源の有効利用を促進するため、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用するべき業種などが定められている。また、再生資源について、使用済み物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものと定義されている。

※役務

いわゆるサービスのこと。環境物品等の調達に関する基本方針（グリーン購入基本方針）では、役務に係るグリーン調達として、省エネルギー診断、印刷、食堂、庁舎管理、自動車整備、輸配送などを対象としている。



小学生環境ポスター 福原 葵 さん



小学生環境ポスター 大脇 夢逢 さん

5 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする環境の範囲は、次のようにとらえます。

市域の環境を構成する「自然環境」、「生活環境」及び「快適環境」を対象とします。

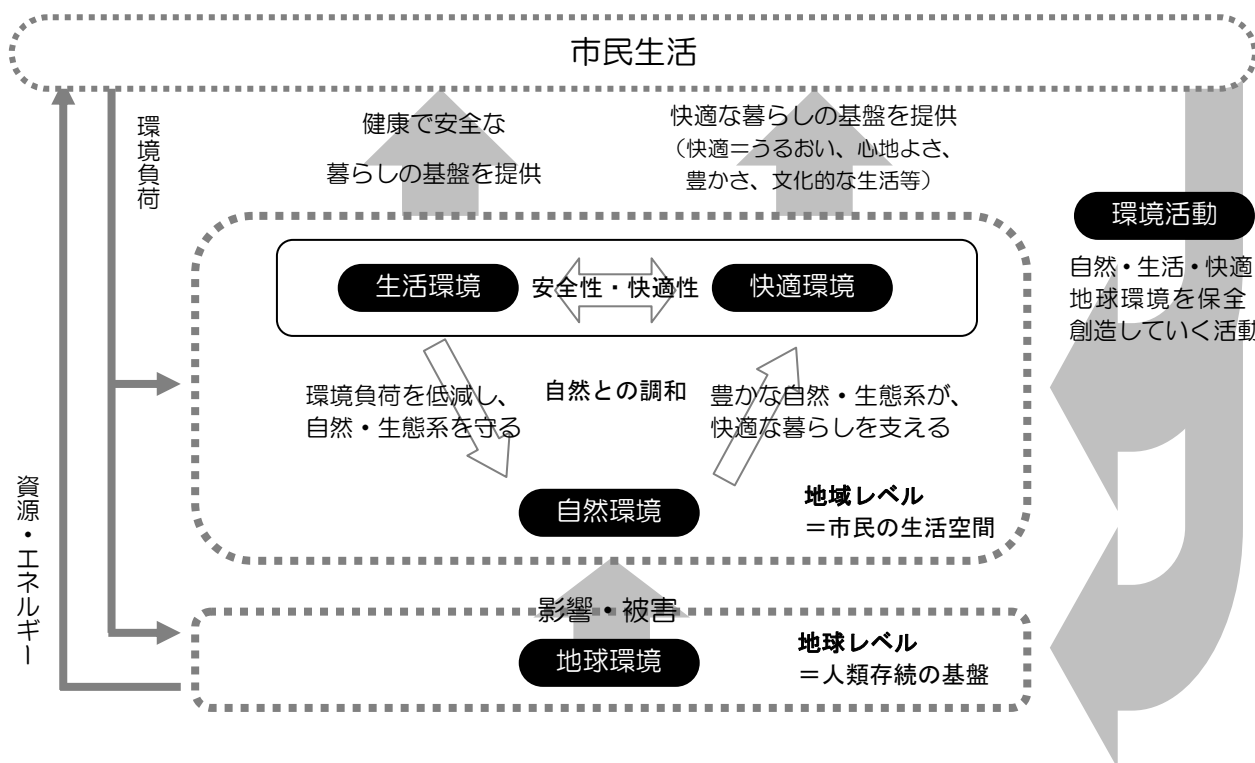
また、市内での資源・エネルギーの利用が地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の原因となる一方、地球環境の悪化が私たちの子孫の生活基盤を脅かすおそれがあるため、「地球環境」も対象とします。

さらに、日常生活や事業活動における環境への配慮や行動の実践により、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の保全等が実現できることから、人々の活動のあり方についても「環境活動」として対象にします。

●環境の範囲

分野	構成要素
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、水辺と緑、自然景観、水の循環 等
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害※、化学物質 等
快適環境	公園・緑地、人にやさしい公共空間、美化、歴史・文化、まちづくり、景観、自然とのふれあい 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、ごみ・リサイクル※、地球温暖化、森林破壊、酸性雨、その他の地球環境問題 等
環境活動	人々の環境意識、環境教育、環境学習、環境活動、市・市民・事業者による協働の取組 等

●計画の対象



■用語解説

※都市生活型公害

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着し、人口や社会経済活動の都市への集中が一層進んだ中で、大都市地域の窒素酸化物等による大気汚染、生活排水等による水質汚濁など公害が進んだ。いわゆる都市生活型公害という。

※リサイクル

廃棄物の再生利用により、省資源、省エネルギーを図る手法。



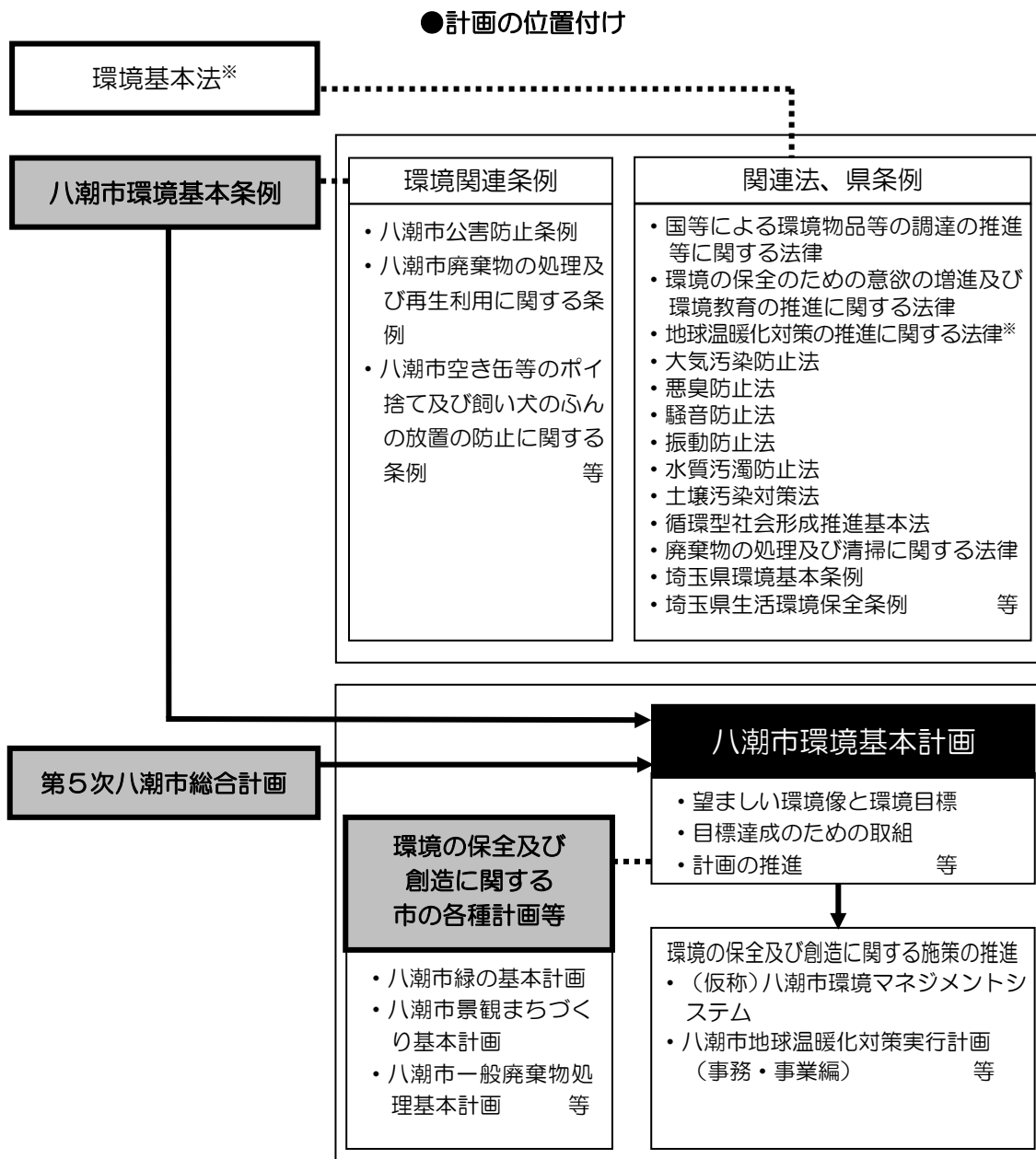
小学生環境ポスター 竹本 可梨 さん



小学生環境ポスター 伊藤 里空 さん

6 計画の位置付け

環境基本計画は、八潮市環境基本条例第8条に基づく計画であり、環境の保全等の基本的な方向を示します。



■用語解説

※環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた基本法。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

※地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めている。